事　務　連　絡
令和４年１月５日

各都道府県建設業協会
　専務理事・事務局長　殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事　山崎　篤男

電気通信工事業に係る建設業法第七条第二号ハの国土交通大臣が認定する者への工事担当者の追加について（情報提供）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 12 月 27 日に公布・施行された「建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和三年国土交通省令第八十一号）」を踏まえ、電気通信工事業における主任技術者の要件を満たす者の追加について、国土交通省建設業課より別添のとおり通知がありましたので、情報提供いたします。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について貴会会員企業の皆様へ周知賜りますようお願い申し上げます。

以　上

【添付資料】
・（事務連絡）国土交通書不動産・建設経済局建設業課
・（官報）建設業法施行規則の一部を改正する省令

【担当】事業部　沖村
TEL：03-3551-9396
FAX：03-3555-3218
E-mail：jigyo@zenken-net.or.jp

事　務　連　絡
令和３年１２月２７日

各建設業者団体の長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

建設業法第七条第二号ハの国土交通大臣が認定する者への工事担任者の追加について

建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和３年国土交通省令第 81 号）が本日公布及び施行されましたので、下記の通りお知らせいたします。適切な運用にご協力をいただくようお願いします。

記

電気通信工事業における主任技術者の要件を満たす者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第７条第２号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者）として、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の規定による「工事担任者資格者証の交付を受けた者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。）であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し３年以上実務の経験を有する者」が追加されました。（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第７条の３第２号の改正）。当該規定は、令和３年４月１日以降に、工事担任者試験（以下「試験」という。）に合格した者、養成課程（※１）を修了した者及び総務大臣の認定（※２）を受けた者に限り、適用とすることとしております。

工事担任者資格者証（以下「資格者証」という。）のうち、総合通信の資格者証は、①総合通信又は第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方の試験に合格等した場合だけでなく、②第一級アナログ通信又は第一級デジタル通信の資格者証の交付を既に受けた者が新たに第一級デジタル通信又は第一級アナログ通信の試験に合格等した場合、及び③第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方の資格者証の交付を受けた後、総合通信の資格者証の交付申請を行った場合にも交付を受けることが可能です。①の場合には、総合通信の資格者証が令和３年４月１日以降に総合通信等の試験に合格等したことによって交付を受けたものである必要があり、試験結果通知書や養成課程修了証明書等により確認が可能です。②及び③の場合には、既に交付を受けた第一級アナログ通信又は第一級デジタル通信の資格者証（③の場合は既に交付を受けた資格者証の両方）は、令和３年４月１日以降に試験に合格等したことによって交付を受けたものである必要があり、これらの資格者証の交付日が令和３年４月１日以降であることにより確認ができます。また、第一級アナログ通信及び第一

級デジタル通信の両方の資格者証の交付を受けており、総合通信の資格者証は未交付である場合も③の場合と同様の方法で確認することができます。

資格者証の交付後に必要となる実務経験については、直近に交付を受けた資格者証の交付日以降の日から数える必要がありますが、例外として、第一級アナログ通信と第一級デジタル通信の両方の資格者証の交付を受けた後、総合通信の資格者証の交付を受けた場合（上記②の場合）は、総合通信の資格者証の交付日ではなく、第一級アナログ通信又は第一級デジタル通信の資格者証のうち、より直近に交付を受けた資格者証の交付日以降の日から数えることが可能です。

なお、以上の確認の際に試験結果通知書や養成課程の修了証明書等の確認を求められる場合があるため、資格者証の交付を受けた後もこれらの資料を保管することを推奨します。

（※１）電気通信事業法第 72 条第２項において準用する同法第 46 条第３項第２号の養成課程
（※２）電気通信事業法第 72 条第２項において準用する同法第 46 条第３項第３号の総務大臣の認定

以上

<お問い合わせ先>
国土交通省不動産・建設経済局建設業課 技術検定係
電話　：03-5253-8111
担当　：久原（内線 24-744）

○国土交通省令第八十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第五条（同法第十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条の三十六の規定に基づき、並びに同法を実施するため、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十七日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者） **第七条の三**　法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。 一　（略） 二　前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者 （略） 電気通信工事業 一・二　（略） 三　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつてその資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を有する者又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項の規定による工事担任者資格者証の交付を受けた者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。）であつてその資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し三年以上実務の経験を有する者 （略） （略） 三・四　（略） **附　則** １・２　（略） （再審査の申立ての特例） ３　令和三年六月十六日以後に経営規模等評価の申請をした建設業者であつて国土交通大臣が定める要件に該当するものが、第十八条の三第一項第十号に掲げる事項のうち建設工事を適正に実施するために必要な技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況及び同条第二項第三号に掲げる事項について法第二十七条の二十八の規定により再審査の申立てをする場合における第二十条第一項の規定の適用については、同項中「法第二十七条の二十七の規定による審査の結果の通知を受けた日から三十日以内」とあるのは、「令和四年四月二十六日まで」とする。	（法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者） **第七条の三**　法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。 一　（略） 二　前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者 （略） 電気通信工事業 一・二　（略） 三　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を有する者 （略） （略） 三・四　（略） **附　則** １・２　（略） （新設）

（別表（二））

コード	資格区分
（略）	
59	電気通信主任技術者
35	工事担任者
（略）	

電気通信事業法	
	5年
	3年

（別表（四））

コード	資格区分
（略）	
259	電気通信主任技術者
235	工事担任者
（略）	

電気通信事業法	
	5年
	3年

（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の第七条の三第二号の表電気通信工事業の項第三号の規定は、令和三年四月一日以後に電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七十三条第一項の工事担任者試験に合格し、同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第二号の養成課程を修了し、又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第三号の規定による認定を受けた者について適用し、同日前に同法第七十三条第一項の工事担任者試験に合格し、同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第二号の養成課程を修了し、又は同法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項第三号の規定による認定を受けた者については、なお従前の例による。

（別表（二））

コード	資格区分
（略）	
59	電気通信主任技術者
（略）	

電気通信事業法	
	5年

（別表（四））

コード	資格区分
（略）	
259	電気通信主任技術者
（略）	

電気通信事業法	
	5年

（略）